

消食基第226号
令和8年5月20日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

消費者庁次長
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和8年内閣府告示第71号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第1 改正の概要

以下の品目について、食品中の残留基準値を設定又は改正したこと（別紙参照）。

農薬イソシクロセラム、農薬及び動物用医薬品オキシリニック酸、農薬キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル、農薬ピフルブミド、農薬フェンメディファム並びに農薬ベンジルアデニン

第2 施行期日

1 改正後の残留基準値の適用について

告示の日（令和8年5月20日）から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日（令和9年5月20日）から適用すること。

＜告示の日から起算して1年を経過した日から残留基準値を適用する食品＞

農薬等	食品
オキシリニック酸	米（玄米をいう。）、ばれいしょ、キャベツ、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）、ねぎ（リーキを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、あんず（アプリコットを含む。）、うめ、その他のハーブ、牛の食用部分及び魚介類（甲殻類に限る。）
キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル	かんしょ、カリフラワー、トマト、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、メロン類果実（果皮を含む。）及びその他の野菜
ピフルブミド	小豆類、なす、すいか（果皮を含む。）、未成熟いんげん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、日本なし、西洋なし、もも（果皮及び種子を含む。）及びおうとう（チェリーを含む。）
フェンメディファム	てんさい及びほうれんそう
ベンジルアデニン	アスパラガス、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、りんご及びぶどう

2 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から改正後の残留基準値が適用される農薬等のうち、残留の規制対象を変更することとしているもの（「第3運用上の注意」1参照）については、規制対象の変更についても同日から適用すること。

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 別紙のうち残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01 ppm）を適用すること。ただし、オキシリニック酸は、規格基準告示の「第1 食品の部A 食品一般の成分規格」の項1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品に含有されるものであってはならないこと。
- (2) 今回残留基準値を設定する「イソシクロセラム」の規制対象は、イソシクロセラムとすること。
 なお、今回新たに規格基準告示に残留基準値を設定するものであること。
- (3) 今回残留基準値を設定する「オキシリニック酸」の規制対象は、オキシリニック酸とすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (4) 今回残留基準値を設定する「キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル」の規制対象は、キザロホップエチル、キザロホップPエチル、キザロホップPテフリル及び代謝物B【2-[4-(6-クロロキノキサリン-2-イルオキシ)フェノキシ]プロピオン酸】(加水分解により代謝物Bに変換される代謝物を含む。)とすること。ただし、キザロホップエチル、キザロホップPエチル、キザロホップPテフリル及び加水分解により代謝物Bに変換される代謝物は、代謝物Bの濃度に換算すること。なお、代謝物Bはプロパキザホップの使用によっても残留する可能性があるため、留意すること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (5) 今回残留基準値を設定する「ピフルブミド」の規制対象は、ピフルブミドとすること。

なお、改正前の残留の規制対象は、ピフルブミド及び代謝物B【3'-イソブチル-1,3,5-トリメチル-4'-[2,2,2-トリフルオロ-1-メトキシ-1-(トリフルオロメチル)エチル]ピラゾール-4-カルボキサニリド】をピフルブミドに換算したものの和とすること。

- (6) 今回残留基準値を設定する「フェンメディファム」の規制対象は、フェンメディファムとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (7) 「ベンジルアデニン(ベンジルアミノプリンをいう。)」について、名称を「ベンジルアデニン」に変更の上、残留基準値を設定すること。また、今回残留基準値を設定する「ベンジルアデニン」の規制対象は、ベンジルアデニンとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

2 その他

- (1) 「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイ」に設定されている残留基準値について現行の残留基準値を削除する場合並びに残留基準値を設定又は改正する農薬等であって、「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイ」に残留基準値を設定しない場合にあっては、別に規定する場合を除き、「すいか(果皮を含む。）」、「メロン類果実(果皮を含む。）」、「まくわうり(果皮を含む。）」、「みかん(外果皮を含む。）」、「びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。）」、「もも(果皮及び種子を含む。）」及び「キウイ(果皮を含む。）」としてそれぞれ一律基準(0.01 ppm)を適用すること。

(2) 今回の改正に当たり、別紙において、「さけ目魚類」には、さけ目魚類のほか、にしん目魚類及びきゅうりうお目魚類を含むことを明確化したが、既存の「さけ目魚類」の考え方を変更するものではないこと。

別紙

農薬イソシクロセラム（殺虫剤）

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	○ 0.01	
大豆	○ 0.2	
ばれいしょ	○ 0.01	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○ 0.03	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 6	
はくさい	○ 0.3	
キャベツ	○ 4	
芽キャベツ	○ 2	
カリフラワー	○ 0.5	
ブロッコリー	○ 0.7	
その他のあぶらな科野菜	○ 0.3	
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 0.5	
たまねぎ	○ 0.01	
ねぎ（リーキを含む。）	○ 0.2	
にんにく	○ 0.01	
にら	○ 0.2	
わけぎ	○ 0.2	
その他のゆり科野菜	○ 0.2	
トマト	○ 0.6	
ピーマン	○ 1	
なす	○ 0.3	
その他のなす科野菜	○ 0.6	
きゅうり（ガーキンを含む。）	○ 0.2	
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	○ 0.1	
しろうり	○ 0.2	
すいか（果皮を含む。）	○ 0.1	
メロン類果実（果皮を含む。）	○ 0.2	
まくわうり（果皮を含む。）	○ 0.2	
その他のうり科野菜	○ 0.1	
みかん（外果皮を含む。）	○ 0.5	
なつみかんの果実全体	○ 0.5	
レモン	○ 0.5	
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 0.5	
グレープフルーツ	○ 0.5	
ライム	○ 0.5	
その他のかんきつ類果実	○ 0.5	
りんご	○ 0.4	

農薬イソシクロセラム（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
日本なし	○ 0.4	
西洋なし	○ 0.4	
マルメロ	○ 0.4	
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	○ 0.4	
もも（果皮及び種子を含む。）	○ 0.3	
ネクタリン	○ 0.3	
あんず（アプリコットを含む。）	○ 0.3	
すもも（プルーンを含む。）	○ 0.4	
うめ	○ 0.3	
おうとう（チェリーを含む。）	○ 1	
かき	○ 0.4	
その他の果実	○ 0.4	
綿実	○ 0.5	
茶	○ 15	
コーヒー豆	○ 0.04	
その他のスパイス	○ 2	
その他のハーブ	○ 0.2	
牛の筋肉	○ 0.01	
豚の筋肉	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.01	
牛の脂肪	○ 0.2	
豚の脂肪	○ 0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.2	
牛の肝臓	○ 0.1	
豚の肝臓	○ 0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.1	
牛の腎臓	○ 0.03	
豚の腎臓	○ 0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.03	
牛の食用部分	○ 0.1	
豚の食用部分	○ 0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.1	
乳	○ 0.03	
はちみつ	○ 0.05	
すもも（乾燥させたもの）	○ 2	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬及び動物用医薬品オキシリニック酸（殺菌剤／合成抗菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米（玄米をいう。）	● 0.01	0.3
とうもろこし	0.01	0.01
ばれいしょ	● 0.2	0.3
さといも類（やつがしらを含む。）	○ 0.02	
こんにゃくいも	0.5	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○ 0.07	0.06
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	15	15
はくさい	2	2
キャベツ	● 1	2
チンゲンサイ	2	2
カリフラワー	0.3	0.3
ブロッコリー	○ 1	0.2
その他のあぶらな科野菜	5	5
エンダイブ	1	1
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	● 5	6
その他のきく科野菜	0.2	0.2
たまねぎ	0.1	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	● 3	4
にんにく	0.05	0.05
アスパラガス	0.7	0.7
その他のゆり科野菜	0.3	0.3
にんじん	0.2	0.2
パセリ	3	3
セロリ	1	1
ピーマン	3	3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	● 1	2
メロン類果実（果皮を含む。）	○ 0.8	
みかん（外果皮を含む。）	○ 5	
なつみかんの果実全体	○ 5	
レモン	○ 5	
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 5	
グレープフルーツ	○ 5	
ライム	○ 5	
その他のかんきつ類果実	○ 5	
日本なし	0.3	0.3
西洋なし	0.3	0.3
もも（果皮及び種子を含む。）	5	5
ネクタリン	1	1

農薬及び動物用医薬品オキシリニック酸（殺菌剤／合成抗菌剤）（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
あんず（アプリコットを含む。）	● 20	30
すもも（プルーンを含む。）	0.7	0.7
うめ	● 20	30
茶	20	20
その他のスパイス	○ 30	
その他のハーブ	●	2
牛の筋肉	0.1	0.1
豚の筋肉	0.02	0.02
牛の脂肪	○ 0.07	0.05
豚の脂肪	0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.2	0.1
豚の肝臓	0.02	0.02
牛の腎臓	○ 0.6	0.1
豚の腎臓	0.02	0.02
牛の食用部分	● 0.09	0.1
豚の食用部分	0.02	0.02
鶏の筋肉	0.03	0.03
鶏の脂肪	0.1	0.1
鶏の肝臓	0.04	0.04
鶏の腎臓	0.04	0.04
鶏の食用部分	0.1	0.1
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.1	0.1
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.1	0.1
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.06	0.06
魚介類（その他の魚類に限る。）	0.05	0.05
魚介類（甲殻類に限る。）	●	0.03
はちみつ	○ 0.05	

* 本品目は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部
A 食品一般の成分規格の項1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、本品目を含有するものであってはならない。

農薬キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル（除草剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
小麦	0.05	0.05
大麦	0.05	0.05
そば	3	3
大豆	0.5	0.5
小豆類	○ 0.2	0.1
えんどう	0.2	0.2
そら豆	0.2	0.2
らっかせい	0.02	0.02
その他の豆類	0.2	0.2
ばれいしょ	0.1	0.1
かんしょ	● 0.03	0.05
やまいも（長いものをいう。）	0.05	0.05
てんさい	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10	10
はくさい	0.02	0.02
キャベツ	0.3	0.3
カリフラワー	●	0.05
ブロッコリー	0.7	0.7
ごぼう	0.02	0.02
たまねぎ	0.02	0.02
アスパラガス	0.02	0.02
にんじん	0.05	0.05
セロリ	0.1	0.1
トマト	●	0.02
きゅうり（ガーキンを含む。）	●	0.02
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	●	0.02
すいか	0.02	0.02
メロン類果実（果皮を含む。）	●	0.02
未成熟えんどう	0.05	0.05
未成熟いんげん	0.2	0.2
えだまめ	0.3	0.3
その他の野菜	●	0.02
みかん（外果皮を含む。）	0.01	0.01
なつみかんの果実全体	0.01	0.01
レモン	0.01	0.01
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.01	0.01
グレープフルーツ	0.01	0.01

農薬キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル（除草剤）（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
ライム	0.01	0.01
その他のかんきつ類果実	0.01	0.01
りんご	0.01	0.01
もも（果皮及び種子を含む。）	0.01	0.01
いちご	0.02	0.02
ぶどう	0.01	0.01
かき	0.01	0.01
パイナップル	0.05	0.05
ひまわりの種子	3	3
べにばなの種子	3	3
綿実	0.05	0.05
なたね	○ 3	1
その他のオイルシード	0.05	0.05
茶	○ 0.05	
その他のスパイス	0.01	0.01
その他のハーブ	2	2
牛の筋肉	0.02	0.02
豚の筋肉	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分	0.05	0.05
豚の食用部分	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.02	0.02
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05

農薬キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル（除草剤）（続き）

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の肝臓	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05
鶏の卵	0.02	0.02
その他の家きんの卵	0.02	0.02
魚介類	0.1	0.1
はちみつ	0.05	0.05

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬ピフルブミド（殺ダニ剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小豆類	● 0.2	0.3
その他のあぶらな科野菜（たかなを除く。）	○ 15	
その他のきく科野菜	○ 15	
アスパラガス	1	1
その他のゆり科野菜	○ 15	
ピーマン	1	1
なす	● 0.5	0.7
その他のなす科野菜	○ 15	
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
すいか（果皮を含む。）	● 0.2	0.3
メロン類果実（果皮を含む。）	0.5	0.5
未成熟いんげん	● 1	2
その他の野菜（ずいき及びれんこんを除く。）	○ 15	
みかん（外果皮を含む。）	● 1	2
なつみかんの果実全体	● 1	2
レモン	● 0.7	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	● 1	2
グレープフルーツ	● 1	2
ライム	● 0.7	2
その他のかんきつ類果実	● 1	2
りんご	1	1
日本なし	● 0.5	0.7
西洋なし	● 0.5	0.7
もも（果皮及び種子を含む。）	● 2	3
ネクタリン	0.7	0.7
あんず（アプリコットを含む。）	3	3
すもも（プルーンを含む。）	0.3	0.3
うめ	3	3
おうとう（チェリーを含む。）	● 2	3
いちご	1	1
ぶどう	2	2
かき	0.5	0.5
パッションフルーツ	○ 1	
その他の果実	1	1
茶	○ 80	50
その他のスパイス	○ 6	5
その他のハーブ	25	25
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬フェンメディファム（除草剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
てんさい	● 0.01	0.1
ほうれんそう	● 0.3	0.5

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 農林水産省から、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬の再評価に係る連絡がなされたことから、残留基準値を改正するものである。

農薬ベンジルアデニン（植物成長調整剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
アスパラガス	● 0.1	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	● 0.03	0.05
すいか	0.02	0.02
みかん	● /	0.1
みかん（外果皮を含む。）	● 0.1	/
りんご	● 0.03	0.05
ぶどう	● 0.01	0.02
その他のスパイス	0.2	0.2
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 「みかん」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「みかん（外果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

- ※ ○:基準値を引き上げる品目等(施行期日:告示の日)
●:基準値を引き下げる品目等(施行期日:告示の日から起算して1年を経過した日)

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「さけ目魚類」には、さけ目魚類のほか、にしん目魚類及びきゅうりうお目魚類を含む。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目魚類(にしん目魚類及びきゅうりうお目魚類を含む。)、うなぎ目魚類及びすずき目魚類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。